議案第60号

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条 例の制定について

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年(2022年)2月24日提出

宝塚市長 山 﨑 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第13号)の 一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。
 - (令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第6条第2項の規定にかかわらず、 同項の規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、令和3年 12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額(以下「調整 額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるとき は、期末手当は、支給しない。

議案第61号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年(2022年)2月24日提出

宝塚市長 山 﨑 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。
 - (令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第3条第3項の規定にかかわらず、 同項の規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、令和3年 12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額(以下「調整 額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるとき は、期末手当は、支給しない。

議案第62号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年(2022年)2月24日提出

宝塚市長 山 﨑 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第19条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第4項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

第27条第6項中「100分の130」を「100分の120」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第19条第3項(第26条第8項において準用する場合を含む。)及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1月以内に退職した者にあっては、当該退職した日)における次の各号に掲げる職員(日額又は時間額で報酬を定める会計年度任用職員を除く。以下同じ。)の区分ごとに、当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 再任用職員以外の職員 127.5分の15
 - (2) 再任用職員 72.5分の10